

第5期第8回静岡市行財政改革推進審議会 会議録

- 1 日 時 平成25年7月9日（火）13：30～17：00
- 2 場 所 静岡市役所静岡庁舎本館 第3委員会室
- 3 出席者 **【委員】**
曾根正弘会長、足羽由美子委員、青山葉子委員、遠藤純子委員、木村幸男委員、高橋節郎委員、竹内良昭委員、の場啓一委員
- 【行政】**
田辺信宏市長
〔検討部会員〕
池谷行政管理部長（部会長）、木村企画部長（副部会長）、望月財政部長（副部会長）、遠藤行政管理課長、大石行政管理課行財政改革推進担当課長、深澤政策法務課長、豊後人事課長、中島企画課長、天野企画課分権交流推進担当課長、川崎財政課長
〔外郭団体関係課〕
廃棄物政策課
〔広報事業関係課〕
広報課、市民生活課
- 【外郭団体】**
一般財団法人静岡市環境公社
- 【事務局】**
田中副主幹、窪田副主幹、小泉主査
- 4 欠席者 **【委員】**
高橋正人委員、土屋裕子委員
- 5 傍聴者 株式会社テレビ静岡、静岡新聞、中日新聞、時事通信社
- 6 会議次第 次頁「次第」のとおり
- 7 会議内容 3頁以降に記載

第5期 第8回静岡市行財政改革推進審議会次第

と き 平成25年7月9日(火)

午後1時30分から

ところ 静岡庁舎本館 第3委員会室

1 開 会

2 議 事

【審議事項】

(1) 外郭団体における「市としての公益性の検証」について〔13:30～14:50〕

- ア 環境公社、廃棄物政策課 ……資料1-1
- イ ……資料1-2

(2) 新行財政改革推進大綱の諮問について〔15:00～16:00〕

- ア 新大綱の諮問
- イ 市長と審議会委員との意見交換

(3) 新行財政改革推進大綱・新実施計画の策定方針について〔16:00～16:30〕

- ……資料2-1
- ……資料2-2

(4) 「広報事業の見直しについて」の答申案について〔16:30～17:00〕

- ……資料3-1
- ……資料3-2

3 その他

(1) 「広報事業の見直しについて」の答申

- ア 日時 7月23日(火) 午後1時30分
- イ 場所 静岡庁舎新館8階 市長室

4 閉 会

1 開 会

《開会宣言》

2 議 事

(審議事項)

(1) 外郭団体における「市としての公益性の検証」について

ア 環境公社、廃棄物政策課【資料1-1~2】

《廃棄物政策課説明》

《一般財団法人静岡市環境公社説明》

曾根正弘会長：ただ今の説明に対し、ご意見、ご質問があればお願いしたい。

木村幸男委員：職員構成で、女性が非常に少ないというが、最近は様々な分野で女性の進出が進んでいる。この分野については、女性ではできない仕事が多いのか。もう一点は、河川利用客マナー啓発活動等の業務だが、どこかの自治体で河川利用を有料化したと聞いた。東京都の多摩川か。参考になる事例があれば聞かせてもらいたい。

環境公社：女性の件については、公社の主な業務がし尿の汲み取りとごみ収集で、女性には難しい仕事と考えている。民間ではいるようだが、当公社では5名の女性職員は庶務関係の業務を行っている。

廃棄物政策課：河川敷の有料化については、河川管理者が許可した区域であればバーベキューやキャンプができることになっており、そこでは有料化しているところもあると聞いている。

木村幸男委員：女性には難しい仕事ということであったが、最近は消防士、警察官でも女性が増えている。JRには女性の運転士もいる。環境公社の仕事が女性では難しいというのは偏見ではないか。女性の希望者が少ないということか。

環境公社：おっしゃるとおり、女性の応募がない。ごみ収集は、車への乗り降りも多いため、体力的にも難しい面もあるのではないか。

木村幸男委員：河川敷については、市としては有料化を検討していないということか。

廃棄物政策課：河川管理者が決めるということが原則、市としては検討していない。

曾根正弘会長：河川管理者は、国土交通省か。

廃棄物政策課：安倍川であれば、曙橋から上流は静岡県が管理しており、下流は国土交通省が直轄管理している。基本は、河川管理者が料金を徴収するかどうかを決めることになる。

遠藤純子委員：資料の「Ⅲ 活動の公共性」で、ごみ収集よりセーフティネット強化事業を活動の一番に持っているのは、他の民間業者との差別化を図るためかと思うが、災害時のごみ収集に民間事業者が関わることはないのか。

もう1点は、4番、5番のリサイクル都市形成促進事業や環境保全事業啓発について、自転車のリサイクルや河川の清掃は今までの経験が生かせるが、啓発や広報の部分は毛色が違う。ノウハウはどのように習得しているか。また、担当は廃棄物政策課とは違うのか。

廃棄物政策課：セーフティネットに関して、家庭ごみやし尿について委託している業者は他にもあるが、災害時協定を締結しているのは、環境公社だけ。ただ、先月末に静岡県が第4次被害想定を公表したことを受け、現在、災害時の廃棄物処理計画の中で、瓦礫やし尿、家庭ごみの処理について、

再度見直しをしている。民間業者にも協力をしていただきたいため、協定の締結については協議を始めたところである。

もう一点、河川美化啓発の所管課は、同じ環境局内の環境創造部にある清流の都創造課となっている。

環境公社：いままでは廃棄物の処理ということで最終の受け皿的な業務を行っていたが、地球環境の問題などが出てきたので、今後は環境分野にも進出していきたいということで、今はノウハウを蓄積している。3年ぐらい前から取り組んでいる

高橋節郎委員：今年4月に、公益財団ではなく、一般財団になった。もちろん県で決めたことだが事情を聞かせてもらいたい。一般財団ということなので、公益財団と比べると、自主性、独立性が求められる。そういう意味で、最後の「健全な経営基盤の強化」という部分で、新規顧客の開拓、受託業務の拡大を掲げている。具体的には、どのようなことを計画しているのか。

環境公社：静岡県公益認定等審議会の審議内容は非公開のため、はっきりとはわからないが、家庭ごみは民間業者と競合している部分があって、その理由で公益の認定がされなかったと県の担当者から聞いている。いろいろな事業を持っているが、公益目的事業が50%を超えないと認定されないということであるため、一般財団法人に移行した。

また、受託事業の拡大を考えている。一般財団法人には公益法人のような制限もかからないため、収益事業は自由であるが、非営利を徹底している。新たに浄化槽を設置する施主、建設会社、浄化槽のメーカーに働きかけて、新規顧客を拡大していきたい。あるいは、公共団体の指名をいただけるように努力していきたい。

廃棄物政策課：一般財団法人に移行した経過について、補足したい。県の公益認定等審議会で不認定という決定を受けたわけではなく、県の担当者との協議の中で、家庭ごみの運搬が難しいだろうということで、公社として自主的に申請を取り下げ、一般財団法人にハンドルの切って認可申請したもの。

高橋節郎委員：この会議の議題は「公益性の検証」ということになるが、一般財団になったということであったため、あえて質問させてもらった。公益性があることはわかるが、先ほどの説明は、収集業務の部分が認められないため、公益目的事業が50%を超えないということによいか。

的場啓一委員：財団の収支の状況を見ると、経常収益が減っている。この原因は、公共下水道の普及によるものだという説明であったが、この減収に対してどのように対応していくのか。

2点目は、課題の「環境保全事業の拡充」の中で、この具体的な対策として自主事業の確立を目指すというものがあつた。そのためには財源が必要となるが、この確保についてどのように考えているのか。

同じく環境保全事業について、最近では公益財団法人イオン環境財団などが、様々な環境保全事業を展開している。環境公社が、環境事業を拡大していこうとするときに、どのような差別化を図っていくのか、どのような役割を担っていくのか。

また、課題の2番にある「健全な経営基盤の強化」の中で、業務の効率化、合理化を進め、経費圧縮を図るということで定員削減計画を策定するとあつたが、中身を説明していただきたい。現在の職員をどのように推移させていくのか。

最後に、今回は公益財団法人の認定が下りなかったが、将来的に公益財団法人を目指して、再チャレンジを考えているのか。

環境公社：まず減収対策については、浄化槽業務の拡大を図っていきたい。確かに、浄化槽を設置す

る世帯は減ってはいるが、まだまだ収益の上がる事業と考えているため、当面はここを強化していきたい。

環境保全事業については、まだ緒についたばかりで、他との差別化はまだ具体的にはできていないが、できれば環境啓発施設等の管理運營業務などを担っていきたい。

また、自主事業の財源については、自主財源がまだあるので、当面は使っていけると考えている。

定員管理計画については、職員は若い人が少なく、非常勤職員の採用が多いというところがあるので、どれだけの職員が必要なのか、業務に見合った管理計画を立てていきたいと考えている。

公益財団法人化に向けて、どのように考えているのかということだが、将来的には公益財団法人を視野に入れて考えている。環境保全事業など公益目的事業に該当する事業があるため、比率を50%以上に持っていきたい。

的場啓一委員：定員の考え方だが、定員総数はどのような方向性を持っていきたくて考えているのか。

総数を増やしていくのか、現状で固定させるのか、それとも公共下水道の普及で業務が縮小しているので減らしていくのか。

環境公社：基本となるのは業務量の見通しであるが、プロパー職員の育成や臨時、パート職員の活用を考えた上で、決めていきたい。雇用は継続する中で、採用について考えていきたいが、減らすということまで考えていない。

足羽由美子委員：経常収支がとんとんということで、2年間続いている。資産の状況で、私が勉強会で気になったのは、固定資産の3億円であったが、退職引当金との説明があった。常勤の職員が69名だと、そんなに驚く話ではない。資産状況は適正と思う。

勉強会の後、予算書と収支決算書でどのような費用の割合が高いのか見せてもらった。現場の運営経費は適正であったが、事業費の中で手数料、使用料及び賃借料が気になった。処理手数料は、何社くらいに支払っているのか。コスト的な部分で、どのように努力しているのか。

特殊車両を使用しており、3億2千万円程度の資産となっている。リースにするのか、買い取って資産にするのか、その選択で収支に大きく影響する。その基準があったら教えてほしい。

環境公社：手数料は、市へ支払う処理手数料がほとんどである。その他振込手数料、車検代行料、水質検査の手数料などである。

賃借料については、リースにするのか購入するのか、会計事務所と相談しているが、家庭ごみのパッカー車はリースで、バキュームカーは購入している。コストを考え、今後も検討していきたい。

足羽由美子委員：修繕の必要のないもの、耐用年数が長いものは買い取りという考え方が一般的。リースの場合、再リース料は高いのか

環境公社：修繕費がかかってくるため、再リースしても安くなることはない。

足羽由美子委員：リース期間は、どのくらい。

環境公社：5年間。

足羽由美子委員：処理手数料は、全て市に入るのか。

廃棄物政策課：環境公社も廃棄物処理法7条に規定する収集運搬許可業者の一つとなっている。こういった許可業者が、集めた事業系一般廃棄物を沼上や西ヶ谷の清掃工場に持ち込む際に支払う。

具体的には、100kgまで1,050円、10kg増すごとに105円という料金体系になっており、1tでは1万500円を市に納めてもらう。

足羽由美子委員：基準単価は、年ごと変わるものではないのか。

廃棄物政策課：現在の料金は、平成21年4月から適用している。それから年数も経っているので、改

定について検討を進めている。

曾根正弘会長：時間の制約もあるため、公益性の判断をいただきながら、意見があれば加えていただきたい。

青山葉子委員：業務の内容については、十分公益性があると判断した。し尿汲み取りについては、公社に一元化することで、まだまだ収益が見込めるということだが、世帯が減少してくると単価が割高になってくるのかと思う。一元化したときに、料金の改定はどのように考えているのか。

廃棄物政策課：先ほどの汲み取りの説明は、生し尿ではなく合併処理浄化槽について、まだまだ余地があり、そこで財源を確保したいというもの。し尿の単価については、市が3年に1度の実態調査により汲み取り世帯数を把握したうえで、環境公社の決算書をベースに1ゲージ18L当たりの処理原価を出し、収集運搬料金の原価を出し、既定の料金と比較して改定するのかどうかを、判断している。

足羽由美子委員：現場でのコスト管理を強めていただきたいということ。人員配置、女性が難しいということだが、平均年齢も45歳と高いため、次の世代の育成が気になる。人のところで、経常収支が更によくなるよう努力してもらいたい。市民に直接接するところなので、サービスもより一層向上させてほしい。公益性はありと判断する。

遠藤純子委員：公益性は問題ないと思う。ノウハウを習得して、環境保全事業やリサイクル都市形成促進事業に力を入れてほしい。啓発については、効果を計っていかないと、やりっぱなしになってしまうため、効果を計りながら進めていってほしい。

的場啓一委員：公益性はあると判断して良いと思う。特にセーフティネット強化事業は、これから災害時には必要となってくる。

しかし、課題のところでも質問をさせていただいたものの、明確な回答が得られなかったが、将来的に公益財団法人を視野に入れていくのであれば、長期的な視点を持って戦略的に定員管理を計画していくべきと考える。

竹内良昭委員：公益性はあると思う。ただ、県はごみ収集に公益性を認めていない。全市のごみ収集を1社に任せるとするのは無理があり、そこには民間事業者ということになる。自分たちで勝手に委託料を決められるわけではないが、収益や定員管理の部分など適正に行ってほしい。

高橋節郎委員：公益性は十分あると判断する。特に、セーフティネットやし尿処理、環境保全の部分。ただ気をつけなければいけないのは、環境、リサイクルについては民間も力を入れているので、競合しないように、うまく補完し合うように進めなければいけない。

木村幸男委員：公益性は問題ないと思う。意見としては、環境保全はこれから大きな問題になってくるし、ごみ問題は減るのではなく現実的には増加していく。市の対応も必要だが、ごみを出すのは市民であり、市民との協同や市民参画は、環境保全やごみ問題では広げていく必要がある。市民との協働のためのリーダーシップをもっと発揮していただきたい。

曾根正弘会長：全委員一致して公益性ありと判断した。意見としては、人員と業務の効率化を進めてほしいというもの、環境保全のノウハウを集積して事業に活かしていただきたいというもの、一方で、民間と競合しないように進めるべきというものがあつた。また、セーフティネットの強化というところがこれから重要となる、長期的視点と戦略的観点を持って、考えながら事業全体を進めてほしい、市民の参画意識を喚起し、ごみ問題については合理的に業務を進めてほしいといった意見もあつた。

特にセーフティネットには取り組んでいくことになるが、これからは収益の確保についても長期

的な視点を持っていないと、財源的な基盤が心配になる時代でもあるため、工夫しながら進めてほしい。審議会としての意見は一致した。

(2) 新行財政改革推進大綱の諮問について

ア 新大綱の諮問

《田辺信宏市長より行財政改革推進審議会に対し、新たな行財政改革推進大綱案について諮問》

イ 市長と審議会委員との意見交換

曾根正弘会長：ただ今、新行革大綱について、市長より諮問があったが、今後、市の目指す行財政改革の考え方を踏まえたうえで、審議を行っていく。まずは、市長より、市の目指すべき行財政改革の考え方を、お聞かせいただきたい。

田辺信宏市長：第5期の委員に辞令交付させていただいてから1年が経過した。私も就任してから2年が立ち、新たなスタートとして、2年間の経験を踏まえて、2つのポイントによって行財政改革を進めたいと思っている。

一つは、行財政改革の質を変えたいということ。平成13年度、国から自治体に対して、行財政改革を推進せよという号令があり、定員管理をキーワードとして、様々な手立てを講じてきた。割合、静岡市は優等生的に定員管理計画に取り組んできた。いわば組織のスリム化に取り組んできた。

スリム化によって現場は大変になった。今では、非常勤、臨時の職員が現場にいないと、多様な住民ニーズに応えられないという状況にある。何のための行革なのか、スリム化をして人件費を圧縮するというのは、手段であって目的ではない。新しい大綱においては、「組織のスリム化」ではなく、「組織のシェイプアップ化」に質を転換したいと考えている。

十分な行政ニーズに対応するためには、非常勤や臨時職員を総動員して対応するのではなく、確かに絞るところは絞らなければならないが、手厚くするところには手厚くする。何でも減らせ、人も金も増やさない方がいいということではない。例えば、子育てや保育の現場、病院や医療の現場等々、対応できない現場があるように私には思える。

スリム化一辺倒の行財政改革からシェイプアップ型を念頭に置いた、均整のとれた行財政改革を模索していただきたいということが私の希望である。スリムはダイエットをして、どこもかしこも肉を落としていくこと。住民が行政に期待するのは痩せた体で対応することではなく、絞るところは絞る、出すところは出し、ニーズに対応することだと考えている。

もう1点は、縦割り行政を打破し、垣根を取り払うということ。少なくとも、垣根を低くするという中で、局間で連携することによって、かなりの行財政改革の効果が生じると思う。局内で自己完結してしまい、二重投資や無駄が生じているのではないかと。垣根を低くしていけば、今より効率性や生産性の高い行政が可能となるため、市政運営のキーワードに「連携」を掲げた。この新しい大綱を「連携」のシンボルにしていきたいと思っている。

また、今まで年次のバラバラだった行財政改革大綱と財政の中期見通し、総合計画の年次を、一緒に27年度から、前期4年、後期4年の8年に、平成34年度までにそろえていくこととした。行政経営は、「入るを計って、出るを制す」の考え方が基本である。そう考えると、行財政改革大綱と

財政の中期見通し、第3次総合計画は、三位一体として年次をそろえ、連携を取りながら進めることが大事である。

この2つのポイントに立って、時代の変化や市民ニーズを的確にとらえ、市民にとって費用対効果の高い、すなわち選択性の高い市政運営を行っていきたいと思っている。

曾根正弘会長：それでは、市長との意見交換会に移る。ただ今の市長からの説明に対するご意見をお願いしたい。

木村幸男委員：諮問の中に「市民ニーズに対応した市民満足度の高い市政運営」とあったが、市民の立場からすると、ニーズをどれだけスリム化するのかということが、われわれの責務ではないかと思う。行政の組織や意識はスリム化できたのかもしれないが、市民ニーズの方は、総体としては、従来のまま、注文の多い市民のままではいけないのではないか。

田辺信宏市長：従来、役所の仕事は治山治水であった。しかし、今は社会保障、特に医療、福祉、介護、子育て、教育、さらに生活文化まで、かなりニーズは広がっている。

財政のフレームワークは、ますます狭まり、厳しくなっている。財政の中期見通しで試算をすると、いまのままだと第3次総合計画の27年度以降、1年間に70億から90億の残高不足が見込まれている。ここを適正化していかなければならない。

今までのように公共サービスを市が直営で、市の職員が行うということでは立ち行かなくなる。職員、非常勤職員で人件費を圧縮していくのも限界がある。思い切って民間に委ねる。そして、NPO、企業、地域の方々の力をもらいながら公共サービスを提供するという仕組みが必要。市の直営から官民連携型に変えていくためにはどうしたらよいのかという発想が求められている。

的場啓一委員：住民ニーズが多様化しているが、これが「あれば良いレベルのニーズ」なのか、「なくてはならないレベルのウォンツ」なのかを、見極めることが重要となる。これを、住民を交えて議論していく必要があるのではないか。主体が行政なのか、民間なのか、協働なのかを判断することも重要となる。

シェイプアップについては、絞るところと増すところをセットで考えなければならない。行政経営を考えると、役所は地域経営のコンサルティングとなるべきであり、経営者である住民や地域団体、NPOの力をコーディネートする。コンサルティングするうえでは、議会の意見を聞きながらPDCAサイクルを回していくことが重要となる。

局間連携については、自分が属していない組織のことについても、各職員が当事者意識を持たなければいけない。いかに行政のガバナンスを発揮できるかということが最大のポイントであり、取り掛かりとしては、意思決定の整合性を図ることと考える。意思決定にはトップダウンもボトムアップもあるが、どこで誰が決めたことか、どのようにして決めたのかを、組織のなかで周知することが非常に大切となる。戦略的に物事を考えることにつながる。

最終的には財政の持続可能性が重要となる。今は、国などだけでなく、民間からの資金調達ができるようになってきた。フローだけでなく償還の可能性を考えて財政運営をしていかなければならない。

田辺信宏市長：シェイプアップのなかでは、一人一人の職員の生産性を問うていかなければならない。これは、NPMの手法のなかでメスを入れていく。

また、地域経営計画が必要と考えている。第3次総合計画は、今までの総合計画とは大きく考え方を変えて、作っていきたい。これまでは、各部門で行政計画をつくってきたが、二重三重の計画がたたくさんできてしまった。市では計画づくりにばかり時間をつかって、職員が市民と向き合う時

間がないと言われる。これをやめて、一本化する。

足羽由美子委員：行政の計画づくりでは、コストの絞り込みが甘いと感じている。そのコストに収益力があるか、収支ととんで良しとしていないかというところ。収益力を上げていかないと安定性は生まれてこない。

また、行政にとって顧客は誰かを考えることが重要。これがブレると、企業では力が落ちてくる。一義的には、行政の顧客は市民であるが、そこにはマズローの5段階の欲求の全てを満たす努力が必要であり、これが市民の満足度につながる。

これから、いろいろな計画を作っていくということだが、ぜひ分かりやすいものにしていただきたい。全体的として一つのストーリーに基づいた戦略を持って、分かりやすい計画を作っていってもらいたい。例えば、今、外郭団体の公益性を一つずつ審議しているが、全体論と各論のつながりが見えない。

田辺信宏市長：NPMを定義すると、住民の多様化したニーズに逼迫した財政で対応していくため、なるべく民間企業の哲学、ノウハウを活かしていくということになる。その中に顧客志向という考え方があがる。ただし、民間企業と全く一緒にならない。住民のウォンツを満たすためには、持ち出しが必要となる。また、一方で生産性を高めていかななくてはならないことも事実。

私も一貫したストーリー性は、大切であると考えている。これまで市はルールを優先し、ルールオリエンテッドで仕事を進めてきたが、価値を優先して考えるバリューオリエンテッドに変えていきたい。一度、立ち止まってフレキシブルに考えていきたい。行政の顧客である納税者視点、この目線から行革にメスを入れたい。

遠藤純子委員：今、市役所は、臨時職員や非常勤職員がいなくて回らない状態にあるが、その人たちが疲弊している。その人たちも市民であり、また昔と違い、扶養家族ではない。5年間で雇止めしてしまうが、補助的な仕事だけでなく、本質的な業務をこなせる人を5年間でやめさせてしまうのは、市にとっても損失ではないか。荒川区のように長期雇用を行うところもある。

田辺信宏市長：これは、女性の社会進出と関係するが、今年度、待機児童園を開設した。これは雇用対策とともに女性の社会進出のための制度と考えている。現在、市の新職員は55%が女性となっているが、一方で女性の幹部職員は極めて少ない状況になっている。このままでは、35年後、大変なことになってしまう。

青山葉子委員：多様化するニーズに対応する前に、まず、市民のニーズが何かを考える必要があるのではないかと思う。

外郭団体の公益性の検証では、事業内容に公益性があることは否定しないが、予算を最大限、公益性の発揮に活かす使い方をしていないと思われる団体もある。

高橋節郎委員：局間連携による縦割りの打破と同時に、民間との連携や顧客志向、採算、スピード感、いかに早く作り実行するか、いかに早く手を打っていくかなど、重要な要素と考えている。

また私も、市民が何を重要視しているのか、そのニーズをつかみ、分析して把握していくことが大切であると思う。

公益法人の審議では、一つ一つの団体に公益性はあるが、本当に、その業務を、その団体がやらなければならないのかという部分は、外郭団体が自ら考えることも必要だが、市民ニーズを把握して、市としてどう応えていくのか考えていくことも重要となるのではないか。

田辺信宏市長：市政運営のキーワードは「民間との連携」だが、その前に市内部や県・国との連携が必要と考えている。

また、「民間との連携」では、昨年度から民間企業との人事交流を行っている。わずか3人であるが、10年行えば30人となる。交流した職員だけでなく、周りの職員の意識も変えることから、これが公務員の考えを柔軟にすることにつながると思う。

竹内良昭委員：先ほど、価値優先の話があったが、公務員としては、法令に則って仕事をするのが大前提となる。法令なくして、やっていることについて誰が責任とるのかということになる。ただ、一方で、時代の変化に併せて、これを変えていくシステムを持つことも、同様に重要と考える。

田辺信宏市長：足羽委員と竹内委員とでは、逆の意見と聞こえる。ぜひ、こういった部分を、行革審では議論していただきたい。

私もコンプライアンスは重要であり、法令は強い力であるべきと考えている。公務員には、3種類あるといわれている。法律を知らなくて法律に使われる職員、法律を知っていて法律に使われる職員、法律を知っていて法律を使いこなす職員である。法律を勉強して法律を使うことができる職員になってほしい。

曾根正弘会長：それでは、時間となったので、以上で意見交換会を終了する。

なお、田辺市長につきましては、次の公務があるので、ここで退席となる。

(3) 新行財政改革推進大綱・新実施計画の策定方針について

曾根正弘会長：次に、新行財政改革推進大綱・新実施計画策定方針についての審議に移る。

事務局より、説明を願う。

《事務局説明》

曾根正弘会長：今、事務局より策定方針について、説明があったが、実際の答申案作成の作業を進めるうえでは、まず、起草者を決め、その方に答申案を作成いただき、それを基に審議を行っていくことになる。そのため、最初に起草者を決めさせていただきたい。足羽委員と的場委員にお願いしたいと思うが、いかがか。

《異議なし》

曾根正弘会長：それでは、足羽委員、的場委員にお願いする。

では、先ほどの事務局の説明に対し、ご意見やご質問があればお願いしたい。

《意見なし》

事務局：まだ、大づかみの内容のため、これから会長、起草者をお願いした足羽委員と的場委員とで、どのような内容としていくのかを相談したうえで、次から細かな資料を提示させていただきたい。

曾根正弘会長：特に意見はないようなので、次に移る。

(4)「広報事業の見直しについて」の答申案について

《事務局説明》

曾根正弘会長：ただ今の説明に対し、ご質問ご意見があればお願いしたい。

木村幸男委員：よくまとめられた答申になっていると思う。ただ、ここには書かれていないが、広報では、DTP（デスクトップパブリッシング）を、まだ行っているということだった。これは、内部で製作を全てやってしまうという手法で、企業では10年前多くが採用したが、コストが合わないことから、3年程度で撤退してしまった。広報担当者として、このようなオペレーションを選任に行う人を育てるのではなく、企画面で伸ばすべきであって、編集作業のプロになってもしょうがないという反省があった。しかし市役所では、いまだに延々と続けているということで、検討課題にすべきではなかったかと思う。

広報課長：広報紙は、以前は委託で行っていたものを、DTPに変えた経過がある。以前は、現場に行って深夜まで校正作業を行わなければならない、人的負担が大きく、時間外勤務も多かった。DTP導入後は、一人削減し、時間外勤務も減っている。

民間では委託のケースも多いが、自治体関係では、主だったところはDTPを使っている。平成23年度にお知らせ関係のページを委託に出したが、お知らせの件数が多く整理ができなかった。また、業者が毎年変わるため、ノウハウの蓄積ができないということもあった。平成24年度は特集のページを委託に出したが、デザインは優れたものが出てくるものの、こちらの意図が伝わらず、うまくいかなかった。

事業内容のわかっている職員が作った方が効率的で、伝わりやすいということで、今年度は職員が作っている。

木村幸男委員：専門的な内容なので、ここで議論すべきかどうか分からないが、私は以前、会社で広報を担当しており、DTPも検討した。他社のケースも見てきた。うまく伝わらないというのは、システムの問題ではなく、クライアントとのコミュニケーションの問題だと思う。

広報紙の場合、専門的な判断というより関連原稿をきちっと作っていけば、後は並べるだけのはず。現在、職員が3人で対応しているということであるが、どのくらいの時間をかけているのか。人件費はどのくらいになるのか。企業が撤退したのは、人件費が問題であったため、人件費が問題となる。

広報課の職員には、編集のプロになるより、むしろ企画者、コミュニケーターとしての育成が重要になる。校正作業などの時間があつたら、もっと企画や取材をさせるべき。元原稿がしっかりとしていれば。

曾根正弘会長：内製化すると、問題があるか。

広報課長：基本的には、問題ない。完成原稿ができているのであれば、後ははめ込むだけなので、職員がやった方が断然早い。委託に出したときは、こちらの意図を伝えたくて、企画を含めて委託化した。お知らせページは300数十万円、特集ページは180万円をかけたがうまくいかず、職員が作った方が早いということになった。また、DTPの導入で1名減となり、人件費も落ちている。

このようなことで、今はDTPを使用している。ただ、これからも試行錯誤しながら、より良い手法を取り入れ、わかりやすい広報紙を作っていきたいと考えている。

木村幸男委員：これからの検討課題として持ってもらえればよい。

曾根正弘会長：その他に、意見があれば、お願いしたい。

《意見なし》

曾根正弘会長：よろしいか。それでは7月23日に、私が代表して足羽委員とともに市長へ答申を行うこととする。なお、ご都合のつく方は、参加をお願いしたい。

本日の議事は、これで終了となるが、ほかに、事務局から連絡事項があればお願いする。

3 その他

(1)「広報事業の見直しについて」の答申

《事務局説明》

曾根会長：以上で、本日の協議事項はすべて終えた。これを持って、第8回行財政改革推進審議会を終了する。

署名 静岡市行財政改革推進審議会

会長 曾根正弘